|  |
| --- |
| 誓　約　書　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県知事　大井川　和彦　殿　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　  　氏名又は名称　  　及び代表者名　 　　　　　　　　　　　　　　　【茨城県暴力団排除条例関係】 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第７条の規定の趣旨を踏まえ、下記事項について誓約いたします。　これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。　なお、県の事務事業に関する入札参加資格、各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。記１　個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。 　　　 はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（いずれかを○で囲む）２　次のいずれかに該当する者ではありません。　　(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者　(2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者　(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）　(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）　(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者　(6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。） はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （いずれかを○で囲む）３　暴力団員又は２の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて補助申請しようとする者ではありません。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ 　（いずれかを○で囲む） |
| ○　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋　（公共工事等に係る措置）第７条　県は，公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）より抜粋 　（定義）　第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。　 (1)　略　 (2)　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。　 (3)～(5)　略 (6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。　 (7)、(8)　略【市民活動支援事業費補助金交付要項、実施要領関係】１　交付対象団体要件を全て満たす団体であり、会員の３分の１を超える数が親族でない団体です。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （いずれかを○で囲む）２　補助金交付の対象となる事業は、県内で実施する事業であって、他の公金による補助金等を受け　る事業ではありません。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （いずれかを○で囲む）３　補助事業を行うに当たり、茨城県森林湖沼環境税を財源とする補助を受けた旨を活動の会場、　印刷物等に明示し、茨城県霞ケ浦環境科学センター長が補助事業による活動成果を公表しようと　するときはこれに協力いたします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （いずれかを○で囲む） |